

保護者の皆様

令和2年4月22日（水）
社会福祉法人わかば友の会
わかば認定こども園
理事長 垣花弘光

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う登園自粛期間の 保育料、給食費についてと登園する際の注意事項について

平素より当園にご理解とご協力を頂き感謝申し上げます。

さて、見出しの件の自粛期間中の保育料、給食費の取扱については市役所からの通知【第16報】でもお知らせいたしましたが、再確認して頂きたく下記の通り改めてお知らせいたします。
又、登園する際の注意事項も併せてご確認頂き、ご理解とご協力の程よろしくお願い致します。

記

1、保育料と給食費について

保育料と給食費については通常通りの金額が17日に口座から引き落としとなります。
残高不足にならないよう16日までの入金をお願いします。

(登園自粛した日数に応じて日割り計算での減免となり、詳細は市からの連絡が入り次第後月分の保育料と相殺予定です。)

2、登園する際の注意事項について

・送迎の際、保護者の入室をご遠慮頂き職員が受入れ、引渡しを行います。

園児の受入れは、1階（正門）3階（玄関）で行いますので、インターフォンを押してクラス名・園児名をおっしゃってください。職員が送迎します。

(受入れの際検温致します。37.5度以上の場合は登園をお断りすることとします。加えて、解熱後24時間以上経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは、登園を控えてください)

・保護者、園児が海外・県外から帰ってきた場合

保護者、園児が海外・県外から帰ってきた場合は基本として、2週間程度の家庭保育のご協力をお願いします。

・保護者・園児が罹患もしくは濃厚接触者となった場合

保護者・園児が罹患もしくは濃厚接触者となった場合は園へご連絡ください。
お休みとなります。(保健所、医療機関の指導のもと対応をお願いします。)

以上、どうぞご理解とご協力の程宜しくお願い致します。